

広報

乙のはら

4 月号

令和 2 年
(2020 年)
No.491

元気をくれる花

・・・主な内容・・・

檜原村長施政方針等	2～7
令和2年度檜原村予算決まる	8～11
健康診査・がん検診について	12～13
村営住宅入居者募集について	14
檜原村青少年医療費助成について	23

令和2年度 檜原村長施政方針



令和2年第1回檜原村議会定例会の開催に際し、令和2年度当初予算、および関連諸議案のご審議をお願いするにあたり、村政運営にかかわる所信と施策の概要を申し述べ、議員各位ならびに村民各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

《はじめに》

令和2年は穏やかな幕開けとなり、地球温暖化の影響で払沢の滝が凍結しない暖かな日々が続いています。

昨年5月に自衛隊の出動要請をした山林火災は、発災から3日間にわたる消火活動が続けられ、秋川消防署並びに檜原村消防団には大変なご苦勞をおかけしました。秋に入り10月12日の台風19号は連続降雨量600ミリを越す豪雨により、住宅への土砂流入をはじめ都道や林道の崩落など大きな被害に見舞われました。村内全域で400名を越す避難者がありましたが、幸いにも人災ゼロと言う結果になりました。この台風による被災箇所は30箇所以上に及び、被災額も3億2千万円以上が見込まれますが、災害直後に修復できなかったところは、今年度から緊急度合いを見ながら順次修復してまいります。

このように災害の多い年でしたが、5月1日には令和天皇のご即位があり、令和新時代がスタートしました。

私は4月の選挙に当選させていただき、令和

新時代にあやかるように、5月1日より5期目の村長としてスタートさせていただきました。高齢化が進む本村にあっては、今年も若者が住みやすい環境づくりを進める事が大事であり、雇用の場を増やすための企業誘致等を進めてまいります。昨年は樋里にアロマオイルを製造販売する企業と、藤倉に木を使ったノベルティグッズを作る企業が工場を村有地に建設し事業開始をしています。また小沢地区には、おもちゃ等工房を村が設置し、民間に貸し付けて既に稼動しております。

昨年の施政方針でも触れました少子高齢化対策の結果は、檜原村の合計特殊出生率が平成27・28・29年と3年連続して1.7人を維持し、中でも平成29年は島を除く都の全区市町村でトップでした。

平成30年の数値が今年1月16日に発表されましたが、檜原村は3.07人という数字になりました。数値のあまりの高さに、新聞ではありえないような数字であるとの報道もありました。

このような数値となったのは、公営住宅の建て替えを進め、村営住宅は若者向け住宅と称し、入居者を若者に絞った施策を地道に続けてきた結果であると自負しております。令和2年には若者を増やす機会となる、住み続けられる大き目の家族向け住宅が5棟完成し、1月に内覧会を開催したところ、21組の参加があったと聞いております。若者の関心の高さに驚くと同時に、これからも新たな住宅建設地の確保と、子育てに優しい政策を充実させ、住んで良かった檜原村を目指してまいります。

後ほど予算説明で申し上げますが、新年度の大きな目玉になる事業は、木育と木材の活用のPRの拠点となるおもちゃ美術館の建設が始まります。森林環境譲与税の導入は全ての自治体に人口割りでの配分もありますので、子供達が木に触れる機会としてのみならず大都市自治体の環境譲与税活用のヒントになるような、木材をふんだんに使った施設を目指します。また同

時に長年の懸案であった焼酎製造等の複合施設の建設も進めてまいります。

令和2年度から新たに導入される制度として、臨時職員の待遇改善を図る「会計年度任用職員制度」が始まりますが、従来の臨時職員には手当等を支給する事は違法とされていましたが、この制度により新たに手当や賞与を支払う事となりました。その為の予算が新規に計上されていますのでご報告いたします。

〈国・東京都の動き〉

はじめに、国の動きについて申し述べます。

令和2年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、引き続き「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むことを、概算要求に当たっての基本的な方針として、令和元年7月31日に閣議了解し各省庁に示しました。

令和元年9月7日に各省庁の概算要求が公表され、12月20日には政府予算案が閣議決定され、令和2年1月20日に国会へ提出される運びとなりました。

令和2年度予算のポイントとしては、社会保障の充実として、全世代型の社会保障制度の構築に向け、消費税増収分を活用し、4月から高等教育の無償化、予防・健康づくりの取組など医療・介護分野の充実を実施。

経済対策の着実な実行として、経済対策を実行するため、臨時・特別の措置を計上し、東京オリンピック・パラリンピック後も見据えて、個人消費や投資を切れ目なく下支えする。

歳出改革の取組の継続として、「新経済・財政再生計画」の下、歳出改革の取組を継続し、「目安」を達成する。とし、安倍内閣発足以来、国債発行額を8年連続で減らしてきております。

通常分に臨時・特別措置分を加えた令和2年度予算案の規模を示す一般会計の歳入・歳出総額は、前年度比1兆2,009億円増の102兆6,580億円と過去最大を8年連続して更新しました。

続いて、東京都の動きについて申し述べます。

令和元年7月19日東京都は令和2年度予算の基本方針として、

第一に、東京2020大会を確実な成功へと導き、次世代へと継承するレガシーを創り上げること。

第二に、都政が直面する諸課題に迅速かつ的確に対応するとともに、ソサエティ5.0の実現に向けた施策など、東京が成長を生み続ける成熟都市として進化を図るための取組を積極果敢に進めること。

第三に、将来にわたる施策展開を支えるため、都政改革を更に進め、ワイズ・スペンディング(賢い支出)の視点により無駄の排除を徹底し、財政基盤をより強固なものとする。

を基本として編成することと通達を出し、その結果一般会計予算規模は、前年度比1.4%減の7兆3,540億円で過去2番目の予算となりました。

歳入で大きな割合を占める都税は、前年度比1.1%、585億円減の5兆4,446億円となり、9年ぶりの減収となる見込みですが、地方消費税が増要因となる一方、税収の一部を地方に再配分する「偏在是正措置」の影響による法人二税が減の要因となっています。

歳出では東京大会の競技会場整備が一段落したことで、投資的経費が20.9%減の1兆493億円となる一方、防災や少子高齢化対策に予算を重点配分し、経常経費は5.0%増の4兆4,839億円となり、多摩・島しょの振興に対しては、多摩・島しょの更なる魅力と活力の向上、持続的発展に向けて、地域が持つ特性や課題に対応した効果的・重層的な取組を推進するとし、78億円増の2,409億円をまた、区市町村に対する総合的な財政支援を行い、区市町村の行財政基盤の安定・強化及び多摩島しょ地域の一層の振興を図る東京都市町村総合交付金は、市の財政運営を大きく左右するものでありますが、対前年度比20億円増の580億円とされました。

東京都が「多摩・島しょ部への更なる支援が必要」と判断したものであり、小池百合子都知事や都議会各会派をはじめ、関係各位に

改めてお礼を申し上げますのであります。

《令和2年度予算編成基本方針》

次に、檜原村が抱える多岐にわたる主要な課題と対応について申し述べます。

令和元年10月25日、課長・係長職に対して令和2年度の予算編成にあたっては、第5次総合計画の後期5年間の2年目となることから総合計画及び檜原村総合戦略に掲げた施策の進捗状況を把握し、更に着実に推進していくため、税収入を始めとする各種収入の確保、受益者負担の適正化、未利用の土地等の公有財産の貸出等、財源の確保に努める一方、行財政改革を継続しつつ、村の住み良さをより高めるための少子・高齢化対策や村特有の課題に対応するための福祉施策の充実、雇用の創出と税収増が期待できる村の自然環境と地域特性に適合する企（起）業の誘致及び用地確保、自然エネルギーを活用した環境対策、移住・定住促進のための空き家の活用と永住を目的とする住宅環境整備、雇用・防災・環境・産業・観光・自然の循環型社会の構築を図り、行政・住民・関係者等が相互に連携を持って取組む、ひのほら緑（力）創造事業、エコツーリズムの推進に連動した観光・産業基盤の整備など時代に適合した施策に再構築し、「森と清流を蘇らせ、未来に誇れる活力のある村づくり」を基本理念に、「癒しの村」づくりの実現を目指し

1. 「人々が住みたくなる村づくり」として、自然環境の保全と公害防止を目的とする各種施策の充実・強化、生活周辺環境の変化に適應する住環境整備に関する補助の実施、下水道、簡易水道、じん芥、し尿処理等の生活環境の充実、防犯防災対策、生活交通関連事業。
2. 「健康管理と福祉の充実で元気な村づくり」として、やすらぎの里を中心とした医療・保健・福祉の更なる充実、総合的な子育て支援策の推進、高齢者の地域活動への参加を促進する環境づくり、高齢者がいつまでも健康でいきいきと暮らすための健康づく

りと見守り対策、介護サービス事業の充実、介護保険、後期高齢者医療対策支援、少子高齢化対策事業。

3. 「森や水と調和した産業振興の村づくり」として、ひのほら緑（力）創造事業、森林資源の活用と森林保全の実施及び更なる地場材の利用促進、村の自然や歴史、文化等を生かしたエコツーリズムの推進による観光振興、第三セクター「めるか檜原」の活用によるミニスーパー等の運営、村の地形的特性と自然環境に配慮した企業の誘致及び個人事業主を対象とする企（起）業家支援制度、薪燃料等の活用による自然エネルギー利用事業、じゃがいも焼酎製造、おもちゃ等工房、おもちゃ美術館の事業化等、地域の活力と地域資源を活かす活性化事業。
4. 「心豊かな村民を育む村づくり」として、村内の各施設を利用した生涯学習の充実、コンサート、観劇鑑賞等の実施、多摩・島しょ広域連携事業を活用した感動体験事業の実施、海外派遣事業等の人材育成事業、重要文化財「小林家住宅」及び登録有形文化財「旧高橋家住宅」の活用事業、伝統芸能の承継事業、教育施設の整備など次代を担う小・中学生から高校生等までの教育環境充実事業。
5. 「参加と交流の村づくり」として、永住を目的とする住宅建設施策の拡充、空き家等を活用した新たな定住化及び移住促進事業、コミュニティ活動推進のための自治会組織活性化への支援と村おこし事業。

以上の5点を重点施策とし、創意と工夫で最小の経費で最大の効果が得られるよう、予算編成に取り組むことを指示したところでございます。

《令和2年度基本施策》

このような背景の下に、「第5次檜原村総合計画」、「檜原村総合戦略」に掲げる将来像の実現に向けた、村の基盤整備における施策の基本方

針として「森と清流を蘇えらせ、未来に誇れる活力のある村」の施策体系に沿って主要施策を中心に申し上げます。

(1) 人々が住みたくなる村づくり

最近の村における人口動態の傾向を受け、村営住宅の建設、空き家の利活用により、安全で安心の村づくり、子育て・教育・高齢期を元気にいきいきと暮らすための支援、そして恵まれた自然環境の保全と、近年多発する災害対策に努め、村民の定住と受入れを図ってまいります。

下水道事業では、計画区域における工事を実施、簡易水道事業につきましては、南秋川水系の老朽管取替え工事に着手してまいります。

村では、地域特性を考慮し廃棄物の収集に当たっては、村独自事業として、高齢者等を対象とした戸別収集を実施し、村民の皆様の安心と利便性の向上に努めてまいります。

主要道となる都道関連では、第33号線の本宿地内における東京都建設局による橋梁架設工事につきましては、既存の1号橋の手直しと新設の3つの橋の架設計画について、引続いて工事が継続されます。

新たに檜原村とあきる野市を結ぶ、「秋川南岸道路」の橋梁並びにトンネルの計画につきましては、用地測量及び地質調査を引続き行い、早期の完成に向け、東京都西多摩建設事務所において事業が実施されているところでありますが、関係者の方々のご協力に改めて御礼を申し上げます。

高齢者を対象とした、先進安全自動車に乗り換えていただくよう促す補助制度については、東京都、国についても村に追随するように支援が進んでまいりました。メーカーによる改善も急速に進んでまいりましたが、ほとんどの車が求めていた安全性能を備えるまで、昨年度見直しをした現行制度による補助を続け、また、免許証の返納についても引き続き支援してまいります。

デマンドバスの運行につきましては、実施にあたり様々な条件・制約が課されますが、買物支援と合わせ今後も利用者の声を聞き、使いやすいデマンドバスを目指してまいります。

昨年の台風19号は村へも大きな被害をもたらし、30箇所以上が被害を受けましたが、昨年に引続き災害復旧工事を最優先に事業を進めてまいります。

(2) 健康管理と福祉の充実で元気な村づくり

令和2年度に現行の「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」並びに「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」がそれぞれ計画期間を終了することから、令和3年度からの計画に向けて、総合計画・地域福祉計画との整合性を図りながら、広く村民の意見を拝聴し計画してまいります。

また、平成30年度より国民健康保険制度が、都道府県ごとの単位で運営されておりますが、国保に加入されている村民に、急激なご負担が及ばないように対応してまいります。

私は、村長就任当初より、子育てにやさしい村づくりの実現のため、様々な助成制度を他の市町村に先駆けて実施してまいりました。

時には後から全国に広まっていったものも見受けられます。妊娠から出産、そして高校生までの医療・教育等の子育て支援に今年度は青少年医療費助成金を加え、子育てにやさしい村づくりを一層進めます。

長い間、村の発展のため、尽力されてきた高齢者の方々には、住みなれた地域で安心した生活を続けられますよう、また、日々の過ごし方が多様化している高齢者の方々に対応できるよう、様々な高齢者支援施策を展開し、環境整備を行ってまいりました。今後も今まで同様のご支援をしてまいります。

また、人生100年時代と言われるように、長寿の方が増えてまいりました。人生の節目をお祝いする敬老金を時代にふさわしい内容に見直してまいります。

重度の障害者の方々への支援として、タクシー乗車料金等の交通費助成や障害者（児）短期入所補助金を継続いたし、障害者の方々に対する生活環境の整備・充実を図ると共に、要介護者のタクシー乗車料金等の助成も続けてまいります。

村の地域医療につきましては、檜原診療所が

一手に担っておりますが、今後も医師の安定確保と医療機器の充実、最新の機器への更新を図っていきます。

全村を網羅する健康推進員には子ども期から高齢期までのグループ分けによる健康意識の高揚・啓発に努めていただき、予防医療の充実を図ることで、医療費の削減と疾病の早期発見・早期治療につなげるとともに、各種検診の受診率向上等を図ってまいります。

（３）森や水と調和した産業振興の村づくり

村を覆う樹木は、自然の豊かさを象徴する反面、時には台風や降雪により生活に大きな影響を与えます。その災害予防と生活を守るため、ひのほら緑（力）創造事業を積極的に展開し、自然と共生する生活環境の整備を引続き図ってまいります。

檜原村と檜原産の木材をPRする一助として、木材の品質管理、保証等を認証するシステムの構築をはじめ、木材を使ったおもちゃ等を活用した木育の村を目指すトイ・ビレッジ構想を進め、地場産材を地元で加工することによる、雇用、産業、観光に活かす取組みを積極的に展開してまいります。なお、本年度からは、おもちゃ美術館の建設を2ヵ年に渡って実施してまいります。

「じゃがいも焼酎」の製造につきましては、令和元年9月30日に国家戦略特別区域の認可を得ましたが、これをステップに焼酎以外にも、原料であるジャガイモの生産、加工等を含め多方面で多岐にわたる効果を得られるよう計画した、施設の建設を行ってまいります。

林道関係では、笹野向林道開設工事、立山林道開設工事等を実施してまいります。林道の整備は林業関係者だけでなく、村が重点施策として位置づけている、エコツーリズムの事業推進を将来的に後押しするとともに、人工林を始めとする樹木の搬出が可能になり、地域資源の利活用事業にも寄与すると考えますので、積極的に事業展開してまいります。

村内には働く場所が少なく、企業による村内への進出について補助をする「企（起）業誘致制度」がありますが、昨年は木材を活用した企業も複数進出してきました。しかし、その多く

はまとまった土地の希望があり、その用地の確保がネックとなっております。このため、村民の方で空いている土地や工場跡地等を、提供できる方がおられましたら是非、ご協力をお願い申し上げます。

（４）心豊かな村民を育む村づくり

今年は東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。7月12日は聖火リレーが、やすらぎの里を出発します。また、大会には小・中学生全員が競技を観覧し、生涯の記憶となっていくと思います。

反面、古き記憶を伝える必要性もあります。檜原村だけでなく今、日本各地で少子化が進み、郷土芸能の継承が危ぶまれております。若い世代に継承していけるよう学校の場での上演・鑑賞を継続してまいります。

国では令和5年度までに児童・生徒へのタブレット端末、一人1台の整備を計画しましたが、村では今年度中に中学生への配布を終了させます。また、小学校の各学年には昨年度の中学校に続き電子黒板の整備を行ってまいります。

子どもたちには、時には多くの人と交流し、様々な体験をすることも必要となります。そこで、「村にはない体験の場」を利島村を始め、社会教育の場として提供してまいります。

旧高橋家住宅につきましては、令和4年度公開に向けて、2年度・3年度の2ヵ年をかけて江戸末期の建物を修復してまいります。

また、重要文化財の小林家住宅は、長らくシルバー人材センターに管理・運営をお願いしてまいりましたが、地元の有志で地域の活性化と併せて運営していくこととなりました。多くの皆様のご支援をお願い申し上げます。

村では、村民の皆様に心の安らぎと、ゆっくり流れる至福の時間を過ごしていただけるよう、各施設を利用したコンサートをを行い、好評を博しているところであります。また、村内外から多くの人々が訪れる施設である「都民の森」を会場として、山の日や三頭山の日イベントやコンサートをを行い、あわせて地域の活性化につなげていけるよう計画いたします。

（５）参加と交流の村づくり

減少する人口を止めるためには、空き家の活用が一番と考えますが、空家登録が依然と少なく、村外からの問合せに答えられていません。今後も空家の所有者を始め、皆様からの声や不動産業者の協力も求めてまいりますので、ご協力をお願い申し上げます。

また、少ない平地を有効的に使い人口確保の一助とするために、宅地を広げるための造成についても補助を今年度より行います。

地域におけるコミュニティ活動につきましては、人口の減少に伴い、厳しい活動状況となっているところもあります。

しかし、地域によっては、村おこし事業などの新たな事業を地域ぐるみで行うことで、地域が明るく元気になり活性化している事例が昨年よりも増えております。今後も少数精鋭を大切に、元気に賑やかに活動する地域を応援してまいります。

また、村では、国の「地域おこし協力隊制度」を活用し令和元年度までに10名の隊員を採用しております。隊員には任期がありますが、任期後も村に残りそれぞれ活躍しております。2年度当初の隊員は4名となりますが、増員も視野に入れ活動を活発化させていく予定であります。

協力隊員には、村内での活動のみならず、村の魅力や情報発信につきましても、様々な角度からの目線で頑張っておりますので、これからも特技や趣味を生かし続けてほしいと願っております。

檜原村における村税収入は依然として低水準であります。

このため、効率的で効果的な行財政運営を念頭に、すべての事業の精査、村にとって有利となる補助制度の活用について、村行政組織全体で取り組んでいく所存であります。

今後も村民の皆様にご負担が生じることのないよう、健全財政を堅持し、村民の福祉の向上、そして産業振興と雇用の確保等を推進するために、基金を有効利用し必要な時には十分な経費を投入し「檜原村が檜原村でありつづけるため」に、檜原村の更なる活性化を図ってま

いります。

《むすびに》

以上、私の施政方針を申し述べさせていただきましたが、過去十数年の歳月をかけて取り組んできたハード面では、下水道事業・水道施設の更新・そして子育て住宅の建設。ソフト面では色々な子育て支援制度を初め高齢者支援制度、企業誘致等々が総合的に機能し、ようやく檜原村への関心が高まり、若者が移住し企業が進出してきたものと思います。そして国全体が新たな人口減少時代に入り、急速に社会変化が進む時代の中で、これらに対応した村づくりが出来るかが課題となりますが、時代の変化を的確に捉え対応してまいりたいと思います。

昨年からは森林環境譲与税が導入されました。全国の市町村の中で、特に山を持たない自治体は税の活用方法を模索しているように見受けられます。また企業が社会貢献活動の一つに森林や木材への投資をしようとしています。檜原村への問い合わせも増えておりますので、村として自治体や企業に木材活用のアドバイスをすると同時に、村内の森林整備への投資も提案してまいります。

令和2年度予算につきましては、後ほど予算説明で申し上げますが、一般会計37億3千7百万円で1億2千6百万円増となり、対前年度比3.5%増、7特別会計合計18億5千万円で7千4百万円増となり、対前年度比4.2%増、合計55億8千7百万円で対前年度比3.7%増といたしたものでございます。

令和2年度も村民の皆さんの幸せを願い、安全で安心して生活できる環境づくりに職員と一丸となって取り組んでまいります。

村民の皆様、そして議員の皆様にご理解を賜り、変らぬご支援をいただきますようお願い申し上げます。令和2年度の施政方針といたします。

令和2年度 檜原村予算決まる

令和2年度の檜原村の予算が、令和2年3月26日の議会において可決、決定いたしました。

令和2年度は第5次総合計画後期5年間の2年目となり、計画に掲げた施策を着実に推進していくため、税収入を始めとする各種収入の確保、受益者負担の適正化、未利用の土地等の公有財産の貸出等、財源の確保に努める一方、前年度に引き続き更なる行政改革を推進し、時代にあった施策に再構築し、「森と清流を蘇らせ、未来に誇れる活力のある村づくり」を基本理念に、「癒しの村」づくりの実現を目指し

1. 「人々が住みたくなる村づくり」として、自然環境の保全と公害防止を目的とする各種施策の充実・強化、生活周辺環境の変化に適応する住環境整備に関する補助の実施、下水道、簡易水道、一般廃棄物、し尿処理等の生活環境の充実、防犯防災対策、生活交通関連事業。
2. 「健康管理と福祉の充実で元気な村づくり」として、やすらぎの里を中心とした医療・保健・福祉の更なる充実、総合的な子育て支援策の推進、高齢者の地域活動への参加を促進する環境づくり、高齢者がいつまでも健康でいきいきと暮らすための健康づくりと見守り対策、介護サービス事業の充実、介護保険、後期高齢者医療対策支援、少子高齢化対策事業。
3. 「森や水と調和した産業振興の村づくり」として、ひのほら緑（力）創造事業、森林資源の活用と森林保全の実施及び更なる地場材の利用促進、村の自然や歴史、文化等を生かしたエコツーリズムの推進による観光振興、檜原ブランドの確立による檜原産材等の特産品を生かした産業振興、第三セクター「めるか檜原」の活用によるミニスーパー等の運営、村の地形的特性と自然環境に配慮した企業の誘致

及び個人事業主を対象とする企（起）業家支援制度、薪燃料等の活用による自然エネルギー利用事業、じゃがいも焼酎製造、おもちゃ等工房、おもちゃ美術館の事業化等、地域の活力と地域資源を活かす活性化事業。

4. 「心豊かな村民を育む村づくり」として、村内の各施設を利用した生涯学習の充実、コンサート、観劇鑑賞等の実施、多摩・島しょ広域連携事業を活用した感動体験事業の実施、海外派遣事業等の人材育成事業、重要文化財「小林家住宅」及び登録有形文化財「旧高橋家住宅」の活用事業、伝統芸能の承継事業、教育施設の整備など次代を担う小・中学生から高校生等までの教育環境充実事業。
5. 「参加と交流の村づくり」として、永住を目的とする住宅建設施策の拡充、空き家等を活用した新たな定住化及び移住促進事業、コミュニティ活動推進のための自治会組織活性化への支援と村おこし事業。

以上の方針により令和2年度の予算規模は、37億3,700万円と対前年度比3.5%の増となり、福祉政策、生活環境の整備、移住・定住対策、産業振興、防災対策、文化と教育の充実等を図った予算としております。

また、特別会計は全7会計で18億5,000万円、対前年度比4.2%増とし、合計55億8,700万円と対前年度比3.7%増となりました。

なお、ここでは一般会計を中心にお知らせいたします。令和2年度歳入歳出予算及び主な事業はそれぞれ別掲のとおりです。

令和2年度檜原村予算概要

(単位：千円)

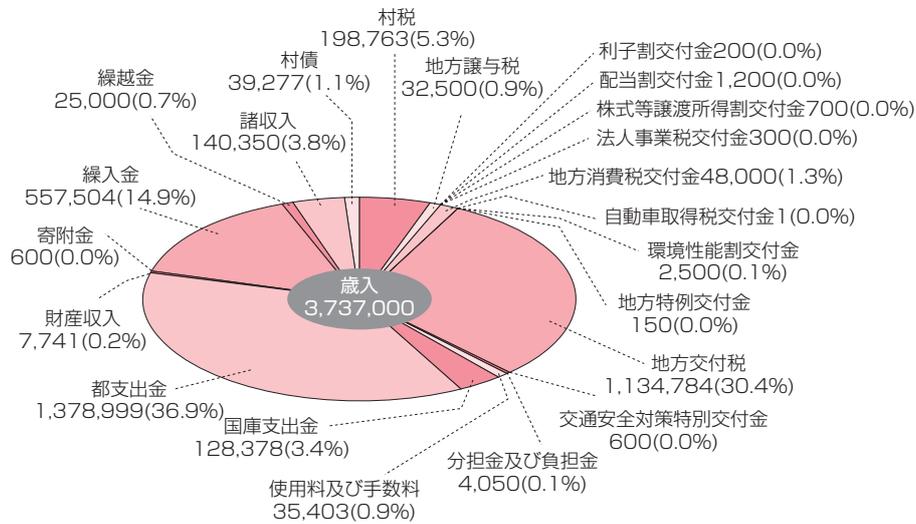
区 分	令和2年度予算	令和元年度予算	増(△)減額	増減率
一 般 会 計	3,737,000	3,611,000	126,000	3.5
特 別 会 計	1,850,000	1,776,000	74,000	4.2
国民健康保険	590,000	586,000	4,000	0.7
事業勘定	350,000	328,000	22,000	6.7
診療施設勘定	240,000	258,000	△18,000	△7.0
簡易水道	151,000	77,000	74,000	96.1
都民の森管理運営事業	125,000	124,000	1,000	0.8
下水道事業	380,000	380,000	0	0.0
介護保険	468,000	473,000	△5,000	△1.1
介護サービス事業	52,000	52,000	0	0.0
後期高齢医療	84,000	84,000	0	0.0
合 計	5,587,000	5,387,000	200,000	3.7

- ※ 一般会計予算額の中には、特別会計への繰出金 651,471千円が含まれております。
- ※ 予算書は役場住民サロン、やすらぎの里、図書館、郷土資料館、及び福祉センターに備えてあり、自由に閲覧できます。
- ※ 各表の構成比等は端数調整により合計数値と合わない場合があります。

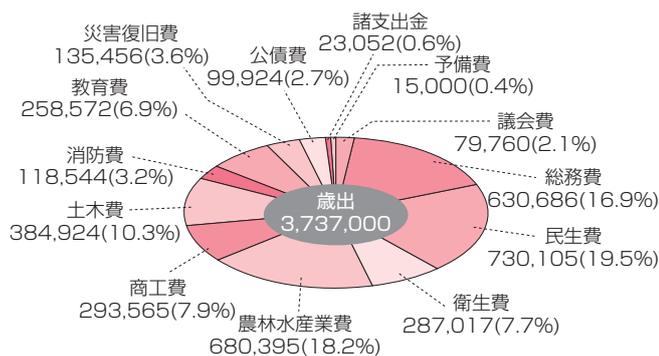
区 分	繰出金額	区 分	繰出金額
事業勘定	54,518	介護保険	91,988
診療施設勘定	30,483	介護サービス事業	8,294
簡易水道	44,332	後期高齢者医療	55,508
都民の森管理運営事業	124,998		
下水道事業	241,350	合 計	651,471

令和2年度 檜原村一般会計予算

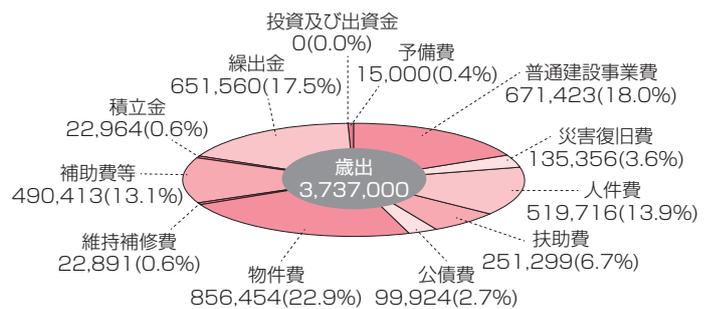
〈一般会計〉歳入予算構成表



〈一般会計〉歳出予算構成表



〈一般会計〉性質別歳出予算構成表



一般会計性質別状況

(単位：千円、%)

	令和2年度		令和元年度		比較増減	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	伸び率
1. 人件費	519,716	13.9	471,685	13.1	48,031	10.2
2. 物件費	856,454	22.9	823,749	22.8	32,705	4.0
3. 維持補修費	22,891	0.6	26,309	0.7	△ 3,418	△ 13.0
4. 扶助費	251,299	6.7	240,926	6.7	10,373	4.3
5. 補助費等	490,413	13.1	514,862	14.2	△ 24,449	△ 4.7
一部事務組合に対する	76,384	2.0	77,265	2.1	△ 881	△ 1.1
その他	414,029	11.1	437,597	12.1	△ 23,568	△ 5.4
6. 普通建設事業費	671,423	18.0	789,941	21.9	△ 118,518	△ 15.0
補助事業費	52,334	1.4	54,098	1.5	△ 1,764	△ 3.3
単独事業費	619,089	16.6	735,843	20.4	△ 116,754	△ 15.9
7. 災害復旧費	135,356	3.6	1,529	0.0	133,827	8,752.6
8. 公債費	99,924	2.7	97,381	2.7	2,543	2.6
9. 積立金	22,964	0.6	13,193	0.4	9,771	74.1
10. 投資及び出資金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
11. 繰出金	651,560	17.5	616,425	17.1	35,135	5.7
12. 予備費	15,000	0.4	15,000	0.4	0	0.0
合計	3,737,000	100.0	3,611,000	100.0	126,000	3.5

令和2年度 おもな事業

1. 人々が住みたくする村づくり

(1) 自然環境の保全と公害防止

- 自然環境の保全
 - ・河川水質検査委託
- 不法投棄や公害の防止
 - ・不法投棄処理委託
- 循環型社会づくり
 - ・資源回収団体助成
 - ・生ごみ処理機購入補助
 - ・廃棄物減量等推進審議会委員報酬
 - ・薪燃料製造施設運営委託
 - ・薪ストーブ設置等補助
 - ・薪利用拡大補助
 - ・地域循環共生圏構築事業調査委託
- 環境衛生・環境美化の向上
 - ・ふれあいデー（村内一斉清掃）経費
 - ・ハチ駆除委託
 - ・浄化槽設置補助
 - ・日照の確保に伴う補助
 - ・定住化のための簡易水道補助
 - ・し尿汲取委託
 - ・有料し尿汲取委託
 - ・無臭トイレ及びホース延長汲取委託（54世帯）
 - ・し尿汲取不可能世帯補助（31世帯）
 - ・浄化槽設置家庭清掃補助（単独18世帯、合併34世帯）
 - ・一般廃棄物収集委託
 - ・廃家電運搬委託料
 - ・西秋川衛生組合負担金
 - ・衛生委員業務委託

(2) 簡易水道・下水道の整備

- ・簡易水道特別会計繰出金
- ・下水道事業特別会計繰出金

(3) 道路・交通の充実

- 生活道路等の維持・管理
 - ・板東沢残土処分場監理・監視業務委託
 - ・板東沢残土処分場建設工事
 - ・公共用地境界確定測量委託
 - ・道路用地等登記事務委託
 - ・物件補償
 - ・村道維持補修業務委託
 - ・村道維持補修工事
 - ・村道第67号総角沢舗装工事
L = 200m A = 900m
 - ・村道第70号倉掛舗装工事
L = 200m A = 900m
 - ・橋梁維持補修工事
 - ・河川工事
 - ・河川維持補修業務委託
- 安全な道路環境づくり
 - ・除雪委託
 - ・村道清掃等業務委託
 - ・村道除雪業務委託
 - ・林道維持補修・除雪補助
 - ・林道除雪業務委託
 - ・農道維持補修・除雪補助
 - ・農道除雪業務委託
 - ・除雪機購入費補助
- 公共交通機関等の充実
 - ・バス路線維持費補助
 - ・地域公共交通活性化協議会運営補助
 - ・地域公共交通会議委員報酬
 - ・公共交通改善推進支援業務等委託
 - ・やまびこ運行委託

(4) 交通安全・防犯対策の充実

- 交通安全対策の充実
 - ・五日市交通安全協会檜原支部補助
 - ・五日市交通安全協会負担金
- 防犯対策の強化
 - ・防犯協会負担金
 - ・防犯灯修繕
 - ・防犯灯電気料
- 消費者対策の充実
 - ・消費生活相談員謝礼
- 防犯意識の向上

- ・安全・安心むらづくり協議会委員謝礼
- ・振り込め詐欺防止機能付電話機設置委託
- ・振り込め詐欺防止機能付電話機設置補助

(5) 消防・防災対応の強化

- 常備消防の充実
 - ・常備消防委託
- 非常備消防の体制づくり
 - ・消防団・分団・部運営
 - ・消防用備品購入
 - ・水辺災害復旧工事
 - ・機具庫設置工事設計委託
 - ・消火栓取替工事
- 災害に強い村づくりの推進
 - ・ヘリポート管理
 - ・防災行政無線管理
- 防災対策の整備
 - ・特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断等補助
 - ・非常食購入
 - ・避難所用備品購入費
 - ・住宅・建築物土砂災害対策改修補助
- 防災の意識づくり
 - ・住宅用火災警報器点検及び交換業務委託
 - ・住宅用火災警報器設置補助
 - ・防災行政無線（移動系）デジタル化実施設計委託

2. 健康管理と福祉の充実で元気な村づくり

(1) 子育て支援の充実

- 子育て家庭への支援
 - ・出生祝い
 - ・出生記念品
 - ・小中学校入学祝金
 - ・出生記念苗木購入
 - ・乳幼児医療費助成
 - ・子ども医療費助成
 - ・児童手当給付
- ・地域子育てネットワーク支援事業委託
- ・子育てサークル助成
- ・チャイルドシート購入費補助
- ・子育て支援学校給食費補助
- ・やすらぎの里児童館運営委託
- ・乳幼児育児用品助成
- ・子育て相談医師等委託
- ・子どもフック物歯面塗布委託
- ・6、9か月健康診査委託
- ・1歳6か月健康診査委託
- ・3歳児健康診査委託
- ・乳幼児健康診査医師等委託
- ・新生児聴覚検査補助
- ・ウッドスタート事業実施委託
- ・乳幼児歯科健康診査委託

●保育体制の充実

- ・保育所保育実施委託
- ・保育所運営費補助
- ・家庭福祉員委託
- ・保育従事職員宿泊借上支援事業補助
- ・病児・病後児保育事業負担金
- ・子育て支援保育料等補助
- ・子育て支援充実補助
- ・ひのほら保育園内科検診補助

●安心して子どもが育つ環境づくり

- ・ひとり親家庭医療費助成
- ・児童育成手当給付
- ・防犯ブザー購入
- ・ひきこもり支援対策経費
- ・ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業委託
- 子育てしやすい環境づくり
- ・子育てのための施設等利用費

(2) 高齢者福祉の推進

- 生活支援と介護者負担の軽減
 - ・老人福祉施設措置
 - ・高齢者緊急短期入所事業委託
 - ・福祉サービス第三者評価受審費補助
 - ・要介護者タクシー乗車料金等助成

- ・社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置事業補助
- ・介護保険訪問介護低所得者軽減給付
- ・在宅医療・介護連携推進事業委託
- 安心して暮らせる生活環境づくり
 - ・高齢者宅警報器等取付工事
 - ・高齢者住宅改修助成
 - ・福祉モノレール修繕及び保守点検等委託
 - ・敬老福祉大会の開催
 - ・敬老金の支給
 - ・高齢者対策推進委員会委員報酬
 - ・成年後見申立料
 - ・高齢者電話訪問事業委託
 - ・高齢者みまもり事業委託
 - ・高齢者世帯等ごみ回収業務委託
 - ・高齢者世帯等外出支援業務委託
 - ・高齢者世帯等買物支援業務委託
 - ・檜原村高齢者の自動車運行の安全確保に関する補助
 - ・高齢者運転免許自主返納者支援補助

●健康で活動的な生活づくり

- ・高齢者クラブ連合会等補助
- ・後期高齢者医療費助成
- ・シルバー人材センター運営費補助
- ・やすらぎの里ふれあいセンター管理委託
- ・高齢者日常生活用具給付
- ・温泉宅配委託
- ・温泉センター「数馬の湯」利用補助
- ・後期高齢者医療特別会計繰出金
- ・高齢者理髪サービス委託
- ・高齢者書道教室事業委託
- ・高齢者地域貢献活動費補助
- ・認知症予防教室実施委託
- 介護保険事業の充実
 - ・介護保険特別会計繰出金
 - ・介護サービス事業特別会計繰出金

(3) 障害者福祉の推進

- 公的扶助の充実
 - ・心身障害者福祉手当
 - ・障害者団体補助
 - ・障害手当給付
 - ・重度身体障害者（児）住宅設備改善給付
 - ・療養介護医療給付
 - ・障害者自立支援医療給付
 - ・養育医療
 - ・高額障害福祉サービス給付
 - ・中等度難聴児補聴器購入費助成
- 障害者福祉サービスの充実
 - ・障害者自立支援給付
 - ・障害者グループホーム等支援
 - ・障害者日中活動系サービス推進事業補助
 - ・檜原村障害福祉計画策定委託
 - ・相談支援事業委託
 - ・障害者（児）短期入所補助
- 地域生活支援事業の充実
 - ・障害者地域生活支援事業給付
- 社会参加への支援
 - ・やすらぎの里福祉作業所運営委託
 - ・重度障害者タクシー乗車料金等助成

(4) 地域福祉の推進

- 福祉人材の育成・確保
 - ・社会適応支援事業委託
 - ・介護職員養成事業補助
- 社会福祉協議会との連携
 - ・社会福祉協議会への助成
- 交流機会の充実と福祉教育の推進
 - ・福祉センター維持管理
- 生活福祉と社会保障の推進
 - ・国民健康保険特別会計繰出金（事業勘定）
 - ・秋川流域斎場組合負担金

(5) 保健・健康づくりの推進

- 健康づくりの推進と啓発
 - ・健康推進員謝礼
 - ・健康推進員運動教室委託
 - ・健康推進活動費補助
 - ・健康教育委託

- 予防・健診の強化
 - ・ 予防接種事業
 - ・ 定期予防接種補助
 - ・ 人間ドック検査委託
 - ・ がん検診等の検（健）診事業の充実
 - ・ 肺炎球菌ワクチン接種補助
 - ・ 新型インフルエンザ予防接種補助
 - ・ 骨粗しょう症検診委託
 - ・ 歯周疾患検診委託
 - ・ 基本健康診査委託
 - ・ 認知症予防教室実施委託
 - ・ 風しん抗体検査
 - ・ おたふくかぜワクチン接種補助
 - ・ 基本健診結果電子化委託

● 健康管理と健康増進の促進

- ・ 妊産婦健康診査委託
- ・ 里帰り等妊婦健康診査助成
- ・ 健康教育栄養士等謝礼
- ・ 阿佐留病院企業団負担金
- ・ やすらぎの里保健センター運営

● ところと身体の健康づくり

- ・ 海の保養所いづたが利用助成
- ・ 健康相談医師委託

(6) 地域医療の充実

- 地域医療の充実
 - ・ 国民健康保険特別会計繰出金（診療施設勘定）

3. 森や水と調和した産業振興の村づくり

(1) 地域特性を活かした農業振興

- 農地の保全
 - ・ 小規模農道整備事業補助
 - ・ 農道補修工事（全路線）
 - ・ 有害鳥獣駆除委託
 - ・ 加害獣進入防止対策事業
 - ・ 有害獣追払撃退器購入
 - ・ 猿追ひ払い事業委託
 - ・ 農作物獣害防止対策補助
 - ・ 有害鳥獣駆除用捕獲籠購入
 - ・ 獣害対策くくり農設置委託
 - ・ 有害鳥獣捕獲対策狩猟免許取得支援事業補助
 - ・ 猿動向調査業務委託
 - ・ 遊休農地等対策委員会委員謝礼
 - ・ 農地 GIS データ作成委託
- 就農者の育成・支援
 - ・ 農業近代化資金利子補給
 - ・ 獣害対策講習会講師謝礼
- 特色ある農産品づくり
 - ・ 農林業等振興事業補助
 - ・ ものづくりチャレンジ支援事業補助
- 農業を通じた交流の促進
 - ・ 地域交流センター管理運営委託

(2) 林業の活性化

- 森林環境の保全
 - ・ 森林管理巡視委託
 - ・ シカ害防止対策事業委託
 - ・ 希少種調査業務委託
 - ・ 東京都治山林道協会負担金
 - ・ 東京都森林経営管理制度協議会負担金
- 森林振興の環境づくり
 - ・ 林業従事者退職共済補助
 - ・ 森林管理認証事務委託
 - ・ 森林管理認証委託
 - ・ 笹野向林道実施設計委託
 - ・ L = 200.0 m
 - ・ 立山林道実施測量設計委託
 - ・ L = 400.0 m
 - ・ 宮前橋補強設計委託
 - ・ L = 13.5 m
 - ・ 浅間林道実施測量設計委託
 - ・ L = 250.0 m
 - ・ 笹野向林道開設工事
 - ・ L = 140.0 m W = 4.0 m
 - ・ 立山林道開設工事
 - ・ L = 140.0 m W = 3.7 m
 - ・ 浅間林道改良工事
 - ・ 宮前橋補修工事
 - ・ 林道補修工事（全路線）
 - ・ ふるさとの森遊歩道整備工事

- ・ 林道敷地立木補償
- ・ 林道清掃等業務委託
- ・ 林業近代化資金利子補給
- 森林資源の利活用
 - ・ 森林再生事業間伐作業委託
 - ・ 水の浸透を高める枝打ち作業委託
 - ・ ふるさとの森管理運営委託
 - ・ 都民の森管理運営事業特別会計繰出金
 - ・ 地場産材活用対策奨励事業交付金（搬出補助）
 - ・ 地場産材利用促進事業交付金（住宅補助）
 - ・ 地場産材活用対策作業道開設事業交付金
 - ・ 教育の森事業
 - ・ おもちゃ美術館建設工事施工監理委託
 - ・ トイビレッジ事業コンサルティング委託
 - ・ 木工技術指導・販路開拓委託
 - ・ おもちゃ美術館建築材製材委託
 - ・ おもちゃ美術館運営支援業務委託
 - ・ おもちゃ美術館建設工事（第1期工事）

(3) 自然を活かした観光振興

- 観光基盤の整備
 - ・ 公衆トイレの維持、管理
 - ・ 遊歩道等の維持、管理
 - ・ 河川清掃委託
 - ・ 修景地整備事業
 - ・ 観光ごみ分別収集委託
 - ・ 払沢の滝周辺交通整理業務委託
 - ・ 登山道巡視委託
 - ・ 沿道景観等修景立木補償
 - ・ パス停清掃業務委託
 - ・ 滝まつりグラウンド整備委託
- 特色ある観光づくり
 - ・ 観光協会への補助
 - ・ 温泉センター数馬の湯管理費
 - ・ 払沢の滝まつり実行委員会補助
 - ・ 観光駐車場整備意向調査業務委託
 - ・ エコツーリズム推進協議会交付金
 - ・ 森林資源を活用した魅力創出事業委託
- 情報発信の推進
 - ・ 大多摩観光連盟負担金
 - ・ 観光PRポスター作成負担金
 - ・ ひのじゃがくくん活動経費
 - ・ 観光パンフレット作成補助

(4) 商工業の活性化

- 地域商業の充実
 - ・ あきる野商工会補助
 - ・ じゃがいも焼酎製造工場等建設材製材委託
 - ・ じゃがいも焼酎製造工場等建設工事監理業務委託
 - ・ じゃがいも焼酎等製造事業計画監理業務委託
 - ・ じゃがいも焼酎製造工場等建設工事
- 事業経営の支援
 - ・ 小規模事業者経営改善資金利子補給
- 企（起）業誘致の推進
 - ・ 企（起）業誘致の推進

4. 心豊かな村民を育む村づくり

(1) 家庭教育・幼児教育の充実

- 幼児教育の充実
 - ・ 栄養士・助産師等謝礼
 - ・ ブックスタート事業

(2) 学校教育の充実

- 豊かな心を育む教育の推進
 - ・ 就学、教育相談室の運営
 - ・ 鑑賞教室補助
 - ・ 児童、生徒通学費補助
 - ・ 高等学校等通学費補助
 - ・ パス停遠距離保護者送迎補助
 - ・ オリリンピック・パラリンピック教育推進校事業補助
 - ・ 中学生海外派遣事業
- 確かな学力を育む教育の推進
 - ・ 放課後学習教室指導員謝礼
 - ・ 確かな学力育成講師謝礼
- 小・中一貫教育の推進
 - ・ 小中一貫教育研究会補助
 - ・ 小中一貫教育推進委員会委員謝礼
 - ・ 教員異校種免許状取得費用補助

- 教職員の研修の充実
 - ・ 学校経営研修会講師謝礼
 - ・ 教員研修事業講師謝礼
 - ・ 西多摩地区教員合同研修会講師謝礼

● 教育環境や学校施設の充実

- ・ 学校安全管理委託
- ・ 学校施設等個別施設計画策定業務委託
- ・ 檜原小学校管理費
- ・ 檜原小学校教育振興費（教具、教材の整備充実）
- ・ 檜原小学校保健体育費（体育施設、備品の充実）
- ・ 檜原中学校管理費
- ・ 檜原中学校教育振興費（教具、教材の整備充実）
- ・ 檜原中学校保健体育費（体育施設、備品の充実）
- ・ 学校給食共同調理場運営費

(3) 社会教育・社会体育の振興

- 社会教育の振興
 - ・ 図書館の運営
 - ・ 移動図書館の運営
 - ・ 成人式の開催
 - ・ 生涯学習事業（教養講座講師謝礼）
- 社会体育の振興
 - ・ 体育協会補助
 - ・ 総合運動場管理運営（夜間照明含む）
 - ・ 西多摩地域広域行政圏体育大会負担金
 - ・ 東京ヒルクライム大会実行委員会補助
 - ・ スポーツ振興事業実施委託
 - ・ 村民ハイキング補助

● 地域間交流の振興

- ・ 地域間交流事業

(4) 文化と伝統の継承

- 文化財の保全
 - ・ 村指定文化財管理費補助
 - ・ 国指定重要文化財管理経費
 - ・ 登録文化財旧高橋家住宅公開活用工事
- 伝統芸能の継承
 - ・ 村技芸保存奨励
- 郷土資料館の充実
 - ・ 郷土資料館管理運営

5. 参加と交流の村づくり

(1) 定住環境の整備・充実

- 良質な住宅の整備
 - ・ 定住促進住宅補助
 - ・ 定住促進（空家）補助
 - ・ 住宅管理費
 - ・ 空家管理システム保守業務委託
 - ・ 空家建物調査診断業務委託
 - ・ 登録空家清掃委託
 - ・ 登録空家案内等委託
 - ・ 空家借上げ調査委託
 - ・ 空家地域活性化事業補助

● コミュニティ活動の活性化

- ・ 地域おこし事業補助
- コミュニティ施設の充実
 - ・ 人里・小沢・榎里・南郷コミュニティセンター、藤倉ドーム維持管理費
 - ・ 小沢コミュニティセンター改修工事
 - ・ 人里コミュニティセンター改修工事
 - ・ 自治会館建設費補助

(2) 行政運営の充実

- ・ 地域おこし協力隊活動経費
- ・ 広報ひのほら発行
- ・ 社会保障、税に関わる番号制度に伴うシステム改修等
- ・ 中間サーバー・プラットフォーム利用負担金
- ・ 都区市町村電子自治体共同運営サービス利用委託
- ・ 都区市町村電子自治体共同運営協議会負担金
- ・ ホームページ運用維持管理料
- ・ 自治体情報セキュリティクラウド費用負担金
- ・ 情報系パソコン等機器更改委託
- ・ 西多摩4町村電算システムIDC使用料

お知らせ

国民健康保険特定健康診査・ 後期高齢者医療制度被保険者の健康診査・ 基本健康診査及び総合がん検診のお知らせ

「特定健康診査・特定保健指導」は、平成20年度から医療保険者（国民健康保険・健康保険組合・共済組合・国保組合など）ごとに実施している事業です。40歳から74歳の方を対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防・改善を目指しています。

また、高齢者の健康づくり、生活習慣病等の早期発見、介護予防のため、75歳以上の方（65歳以上75歳未満で一定の障害認定を受けられた方を含む）を対象に健康診査を実施しています。更に上記以外の方にも同様の目的で、基本健康診査を実施いたします。

総合がん検診についても各種特定健康診査と一緒に一度に受診できますのでご利用ください。

<対象者>

村内に在住で下記に該当する方

①国民健康保険特定健康診査

檜原村国民健康保険の被保険者で40歳から74歳までの方

②後期高齢者医療制度被保険者の健康診査

檜原村後期高齢者医療制度の被保険者の方

③基本健康診査

19歳から39歳までの方

国民健康保険被保険者以外の方で健康診査の受診機会がない方
生活保護を受給されている方

④総合がん検診

胃がん・肺がん・大腸がん検診は30歳以上の方

前立腺がん検診は40歳以上の男性の方

肝炎ウイルス検診は40歳以上の方

<受診方法>

いずれかの方法で受診してください。

(1) 集団健（検）診

- ・ 5月23日（土） 小沢コミュニティセンター
- ・ 5月27日（水） 福祉センター
- ・ 5月30日（土） 福祉センター
- ・ 5月31日（日） 人里コミュニティセンター
- ・ 6月 3日（水） 福祉センター

※当日の受付時間は午前8時30分～11時です

◎申込み方法

4月13日(月)より

午前10時～12時・午後1時～5時まで(土・日・祝日除く)

フリーダイヤル **0120-973-493**

(2) 医療機関による健(検)診

健(検)診期間 7月1日(水)～9月30日(水)まで

実施医療機関 檜原診療所(檜原村)

日の出ヶ丘病院(日の出町)

※受付時間等の詳細については、改めて広報等でお知らせいたします。

※送迎は行っておりません。

対象者の方には受診券を送付いたしますので、申込みの際に内容をお伝えください。不明な点等ございましたら、ご連絡ください。

4月から乳がん・子宮がん検診を 日の出ヶ丘病院で受けることができます。

●対象者…20歳以上の女性で、集団(検診車)の婦人がん検診を受診しない方

●申込方法…日の出ヶ丘病院へ直接お電話でお申込ください。

電話 042-588-8666

●受付期間…令和2年4月6日(月)～令和3年2月26日(金)

●受付時間…午後1時～4時

*検診車での集団検診は10月18日(日)・31日(土)に予定しています。

◎問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 116
福祉けんこう課けんこう係 TEL 598-3121

お知らせ

〈広告〉

消防・防災全般

備えあれば憂いなし!

消火器・住宅用火災警報器・消防ポンプ・消防団用品・防災用品全般販売・消防設備設計・施工・保守点検・建築設備・防火対象物点検

株式会社 きしの防災

東京都知事許可(般28)第83107号

〒197-0822 東京都あきる野市小川東1-2-11

TEL 042-533-2461 FAX 042-533-2462

E-mail k.bousai@if-n.ne.jp

建築一式工事業

都知事許可(般-26)第87705号

(有)吉澤工務店

代表取締役 吉澤 伸行

檜原村2733-2

(代)TEL 598-0551 FAX 598-1008

日の出町事務所・工場 TEL 597-0984

村営住宅入居者募集

村営住宅の入居者を募集します。

村営住宅

住宅名	所在地	募集戸数	使用料(月額)
元郷住宅	檜原村425番地	4戸	35,000円
藤倉住宅	檜原村4797番地1	1戸	24,000円

【募集の案内及び申請書の配布】 檜原村役場2階 総務課総務係（檜原村ホームページに掲載）
土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時

【申し込み期間】 4月6日(月)～20日(月)まで

詳細については、お問い合わせください。

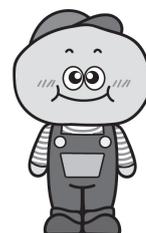
◎ お問い合わせ先 総務課総務係 内線 216

ひのじゃがくんの使用について

檜原村の公式キャラクター“ひのじゃがくん”は、檜原村が商標登録をしています。ひのじゃがくんを使用する際には、村に商標使用許可申請を提出して許可を得て使用していただきますようお願い致します。

なお、ひのじゃがくんのイベント等への出演を希望される方は、檜原村観光協会へお問い合わせ下さい。

注) 現在、新型コロナウイルスの影響で、ひのじゃがくんの出演は中止となっております。最新の情報は檜原村観光協会へお問い合わせ下さい。



◎ お問い合わせ先 企画財政課企画財政係 内線 214
檜原村観光協会 TEL 042-598-0069

〈広告〉

電気のことなら何でもご相談ください!



電気工事



豊富な季節家電



洗剤自動投入洗濯機
自動洗浄トイレ



補聴器のお取扱い

比べてみれば、やっぱり近くの電気屋さん♪





ACOS 三十三電気

五日市店 あきる野市五日市20
☎ (042)596-1326
☎ (042)596-2514



5月の人権・行政相談

日時 5月14日(木) 午後1時～午後3時
場所 檜原村役場3階住民ホール

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係
内線 111・116

5月の消費者相談

一人で悩まずご相談ください [秘密厳守]

商品やサービスの契約・販売で疑問や不審に思うことについて、専門の相談員がお話をうかがい、不安解消や問題解決のお手伝いをいたします。相談内容や個人情報などの秘密は厳守しますので、安心してお越しください。

相談できること

電話勧誘販売 訪問販売 通信販売 一方的な商品の送り付け
心当たりのないインターネットの請求 契約トラブル 多重債務

その他、消費生活全般について気になっていること、不安に思っていることなどお気軽にご相談ください。

日時 5月27日(水) 午後1時～午後3時 場所 檜原村役場3階 住民ホール

◎ 問い合わせ先 産業環境課観光商工係 内線 126・128

司法書士による無料法律相談のお知らせ

相続、遺言、クレジット、サラ金などで困っていること、悩みごと、わからないことはありませんか。東京司法書士会三多摩支会による無料法律相談を開催いたします。お気軽にお越し下さい。

日時 5月14日(木) 午後1時～午後4時(受付時間 午後0時50分～3時30分)
場所 檜原村役場3階住民ホール

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・116
東京司法書士会三多摩支会 TEL 042-527-1919

〈広告〉

24時間年中無休で安心をお届けします

◆営業品目◆

各種消火器・住宅用火災警報器・防災用品
消防設備保守点検・防火対象物点検・避難設備
自動火災報知設備及び消火設備設計施工

〒190-0021 立川市羽衣町3-27-19

(株)消防弘済会

TEL 042-523-3337代

FAX 042-525-3302

http://www.kousaikai.com

一般土木工事一式

東京都知事許可(般-1)第111726号

ICHIKEN

(有)市川建材土木

檜原村2877

TEL 042-598-0513

FAX 042-598-0047

令和2年度 後期高齢者医療制度 保険料のお知らせ

令和2年度保険料について

被保険者の皆さんが病気やケガをしたときの医療費などの支払いにあてるため、医療費総額の一定割合を保険料として納めていただきます。保険料は後期高齢者医療制度を支える大切な財源です。

保険料率は2年ごとに見直され、令和2・3年度の保険料率等は以下のとおりです。

保険制度の安定的な運営のため、ご理解くださいますようお願いいたします。

保険料の決め方

保険料は被保険者一人ひとりにかかります。保険料額は、被保険者一人ひとりが均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

均等割額

被保険者1人当たり
44,100円

+

所得割額

賦課のもととなる所得金額※
× 所得割率8.72%

=

保険料額（年額）

100円未満切捨て
（限度額64万円）

※ 賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません）。

保険料の軽減について

所得の低い方に対する保険料の軽減を実施しています。なお、軽減には所得の申告が必要となる場合があります。

①【均等割額の軽減】

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

表1

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯		軽減割合	
		令和2年度	令和3年度
33万円以下	被保険者全員が年金収入80万円以下で、かつ、その他の所得がない	7割	
	上記以外	7.75割	7割
33万円 + (28.5万円×被保険者の数) 以下		5割	
33万円 + (52万円×被保険者の数) 以下		2割	

* 65歳以上（令和2年1月1日時点）の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円（高齢者特別控除額）を差し引いた額で判定します。

* 世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。

②【所得割額の軽減】（東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減）

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

表2

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

③【被扶養者だった方の軽減】

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の軽減は以下のとおりです。

	加入から2年を経過する月まで	加入から2年経過後
均等割額	5割軽減	軽減なし
所得割額	負担なし	

なお、低所得による均等割額の軽減（表1）に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

◎ 問い合わせ先 〈土曜日、日曜日、祝日を除く9時から17時まで〉

・制度のことは 広域連合お問合せセンターへ TEL 0570-086-519

・個別のご相談・個人情報を含むことは 村民課 村民保険係 内線 116・119

国民健康保険の手続きをお忘れなく

～加入・脱退の手続きは14日以内に～

こんなときには必ず手続きを……

	届出が必要なとき	届出に必要なもの
国保に加入する	他の市区町村から転入してきたとき (職場などの健康保険に加入していない場合)	本人確認できる書類、転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	本人確認できる書類、職場の健康保険を喪失した証明書、印鑑
	子供が生まれたとき	本人確認できる書類、保険証、母子健康手帳、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	本人確認できる書類、生活保護廃止決定通知書、印鑑
国保をやめる	他の市区市町村へ転出するとき	本人確認できる書類、保険証、印鑑
	職場の健康保険に入ったとき	今までの国保の保険証と新しく加入した職場の保険証(未交付の場合は加入したことを証明するもの)、印鑑
	死亡したとき	保険証、葬祭を行ったことを証明する書類、葬祭費の振込み先がわかるもの(喪主の方名義)、印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、生活保護開始決定通知書、印鑑
その他	同じ市区町村で住所が変わったとき	本人確認できる書類、保険証、印鑑
	世帯主や氏名が変わったとき	
	保険証を紛失または汚損したとき	本人確認できる書類、印鑑(汚損の場合は使えなくなった保険証)

※本人確認できる書類(免許証またはパスポート等)をお持ちでない方は、本人確認ができませんので保険証は後日簡易書留で郵送させていただきます。

- 国保の各種手続きにはマイナンバーの記入が必要です。「個人番号カード」または「通知カード」もお持ちください。

◎ 問い合わせ先
村民課 村民保険係 内線 119

〈広告〉

一般建築・リフォームのことなら
なんでもご相談下さい!!



一般建築・リフォーム
株式会社 **光壽建築**

東京都知事許可(般-26)第123420号

代表取締役 野村 正雄

〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村435-2

TEL 042-598-0139・042-598-0870

FAX 042-598-1300

国民健康保険加入者の皆様へ 温泉でゆっくりくつろぎましょう ～割引助成券を発行します～

国民健康保険に加入している方に「檜原温泉センター数馬の湯」、「奥多摩温泉もえぎの湯」、「秋川渓谷瀬音の湯」、「生涯青春の湯つるつる温泉」の割引助成券を発行します。

ご希望の方は、国民健康保険証をご持参のうえ、村民課村民保険係へ申請してください。

割引利用期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

施設名	檜原温泉センター 「数馬の湯」	奥多摩温泉 「もえぎの湯」	秋川渓谷 「瀬音の湯」	生涯青春の湯 「つるつる温泉」
場 所	檜原村2430	奥多摩町氷川119-1	あきる野市乙津565	日の出町大久野4718
電 話	598-6789	0428-82-7770	595-2614	597-1126
営業時間	[平日] 午前10時～午後7時 [土・日・祝日] 午前10時～午後8時 (受付は営業終了1時間前まで)	[4月～11月] 午前10時～午後8時 [12月～3月] 午前10時～午後7時 (受付は営業終了1時間前まで)	午前10時～午後10時 (受付は午後9時まで)	午前10時～午後8時 (受付は午後7時まで)
定休日	毎週月曜日 (祝日の場合は翌日) 但し、8月・11月は休まず営業	毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)	3月、6月、9月、12月の 第2水曜日(その他不定休)	第3火曜日 (祝日の場合は翌日)
交 通	武蔵五日市駅よりバス「数馬」 行きに乗車 「温泉センター」下車	JR青梅線「奥多摩」行きに 乗車 「奥多摩駅」下車 徒歩10分	武蔵五日市駅よりバス「上養 沢」行きに乗車 「瀬音の湯」下車	武蔵五日市駅よりバス 「つるつる温泉」行きに乗車 終点
駐車場 (台数)	72台	40台	135台	150台
収容人員	160人	140人	140人	400人
泉質	アルカリ性単純温泉	メタほう酸、ふっ素	アルカリ性単純硫黄温泉	アルカリ性単純温泉
入館料金 (割引料金)	終日 大人(中学生以上) 880円→580円 小学生 440円→240円 未就学児 無 料	3時間 大人(中学生以上) 300円割引 小学生 200円割引 未就学児 無 料	3時間 大人(中学生以上) 900円→700円 小学生 450円→250円 未就学児 無 料	3時間 大人(中学生以上) 860円→660円 小学生 430円→230円 未就学児 無 料
超過料金		1時間につき 200円(大人のみ)	1時間につき 大人200円 小学生100円	1時間につき 220円(大人のみ)

※年未年始の休館日・営業時間、メンテナンスによる休館日等につきましては直接施設にご確認ください。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 119

個人番号カードの受け取りについて

個人番号カードの申請をされた住民の方には、個人番号カードの交付通知書が郵送されます。交付通知書を受け取られた方は封筒の中の書類を確認し、本人確認書類、通知カード等必要なものをそろえて、電話予約の上ご本人が役場まで受け取りにお越しく下さい。
(なおご本人が病気、身体の障害その他やむをえない理由により受け取りに来ることができない場合は、その理由を証明することができる書類とその他必要書類がそろえば代理人が受け取りに来ることもできます。)

◎交付場所

檜原村役場一階村民課窓口

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・116

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和2年4月分から令和3年3月分までの国民年金保険料は、月額16,540円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内を行っております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方の財産を押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度があります。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。

◎ 問い合わせ先 青梅年金事務所 Tel 0428-30-3410

〈広告〉

大事な空き家を見守ります!

大事な空き家の“今”を
写真付きでレポートします。



空き家見守りサービス **家守**

電話 **070-4228-7775** メール yamori@muramori.tokyo

環境・下水道

檜原村公共下水道事業受益者分担金 賦課対象区域のお知らせ

今年度新たに、下水道事業に係る受益者分担金の徴収を行う区域をお知らせいたします。

- ◆ 賦課対象区域 数馬地区の一部
- ◆ 賦課対象区域とは・・・ 下水道接続が可能となり、受益者分担金を徴収する区域です。
- ◆ 受益者分担金とは・・・ 下水道接続に必要な分担金であり、各世帯に設置された公共汚水ます1箇所につき50,000円負担するものです。

皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

◎ 問い合わせ先 産業環境課 生活環境係 内線 121・127

檜原村公共下水道事業受益者申告のお願い

下水道接続に必要な手続きについて

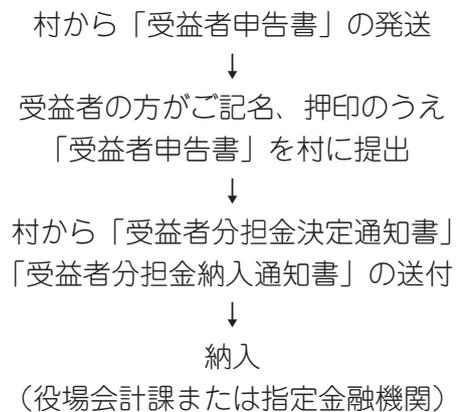
公共汚水ますを設置し、今年度供用開始予定（数馬地区の一部）のご家庭の方には、受益者の申告をお願い致します。

4月以降、村から「受益者申告書」をお送りしますので、受益者の方がご記名、押印のうえ、ご提出願います。この申告書をもとに後日「受益者分担金決定通知書」をお送りし、分担金をお支払いいただくこととなります。

なお、納入期限は納入通知書がお手元に届いた日の年度内で、期限を過ぎると延滞金が発生しますのでご注意ください。

また、令和元年度までに供用開始された区域のお客様で、まだ分担金の納入がお済みでない場合は早急に納入くださいますようお願いいたします。

受益者分担金納入の流れ



◎ 問い合わせ先 産業環境課 生活環境係 内線 121・127

環境・
下水道

し尿汲み取り手数料の有料化等について

公共下水道が供用開始されてから3年を経過した地域内で、いまだ公共下水道へ接続されていない方は、汲み取り便所の汲み取り手数料が全て有料に、また浄化槽を設置しているご家庭は、清掃料金の軽減補助が打ち切りになりますので、公共下水道の供用が開始されている地域の方は、お早めに下水道への接続をお願いいたします。

◎ 問い合わせ先 産業環境課 生活環境係 内線 123・127

檜原村高齢者等ごみ収集支援事業 をご利用ください!

この事業は、ごみ出しが困難な高齢者や障害者の方などを対象に、ごみや資源を玄関先まで戸別収集に伺うサービスです。ご利用には申請が必要です。

利用できる方

◆利用することができる方は、次の①～④項目をすべて満たした方が対象になります。

- ①村内に住所を有する方
- ②自らごみ等をごみ収集所まで排出することが困難な方
- ③ご近所の方や身内の方等、他にごみ出しの協力を得ることができない方
- ④次のいずれかに該当する方
 - (1) 要支援もしくは要介護と認定された方又は同等の状態を認められる方でおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者または、65歳以上の方のみで構成されている世帯の方
 - (2) ひとり暮らしの障害者または障害者のみで構成されている世帯の方
 - (3) 75歳以上の方のみで構成されている世帯の方
 - (4) その他村長が必要と認めた方

対象とならない方

- ・檜原村ごみ収集業務によるごみ収集をしていない地域の方
- ・収集車輛がご自宅の近くまで行けない地域にお住まいの方（道路より概ね100m以内）

ごみ・資源の収集日と出し方

◆ごみ・資源の収集日

収集日は週1回です。（地域により下表の曜日に収集します。）

収 集 地 区	収集日（毎週）
東部地区（下元郷、上元郷、本宿（時坂）、笹野、茅倉、千足）	月 曜 日
南部地区（柏木野～数馬）	木 曜 日
北部地区（中里～藤倉）	金 曜 日

※年末年始（12/28～1/3）は収集しません。

◆ごみ・資源の出し方

週1回の収集日に、すべてのごみ・資源を玄関先に出して下さい。
（※品目ごとに分別し、これまでと同じように専用袋等でお出し下さい。）

可燃ごみ（生ごみ、プラスチック類、皮革類、ゴム・ビニール類等）	専用袋で出す。
不燃ごみ（陶磁器類、ガラス類、鋭利な金属）	専用袋で出す。
有害ごみ（電池、スプレー缶、ライター、蛍光灯等）	専用袋で出す。
資源①（缶、ビン、ペットボトル等）	バケツなどで出す。
資源②（新聞紙、雑誌、ダンボール、衣類など布類）	ひもで束ねて出す。
小型家電（資源）※使用済小型電子機器	バケツなどで出す。

申請について

◆申込窓口と申請方法

やすらぎの里 福祉けんこう課窓口・檜原村役場 産業環境課窓口
申請書に所定事項をご記入の上、上記申込窓口へ申請して下さい。窓口を持参できない場合には、郵送で申請することも可能です。
※申請書は役場ホームページでもダウンロードできます。

その他にこんなサービスも

◆定期的にごみや資源が出ていなかった場合、安否確認のために声を掛けさせていただきます。

◎ 問い合わせ先
福祉けんこう課 Tel 042-598-3121 FAX 042-598-1263
メール：fukusi@vill.hinohara.tokyo.jp 〒190-0211 東京都西多摩郡檜原村2717
産業環境課 生活環境係 内線 127
メール：kankyuu@vill.hinohara.tokyo.jp 〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村467-1

資源回収奨励金交付制度について

村では、家庭から出る新聞紙や空き缶などの資源を集団で集めてリサイクルする「集団回収」に取り組んでいる住民団体に奨励金の交付をしています。

資源回収奨励金交付制度を利用していただき、資源化の推進、ごみの減量にご協力をお願い致します。なお、制度を利用するためには**事前に団体の登録が必要**となります。

- ◎**対象団体** 自治会、高齢者クラブ、PTA、その他営利を目的としない団体
- ◎**登録受付** 随時受け付けています。(年1回) ※登録は毎年必要になります。
- ◎**交付金額** 1kgあたり12円(ビン:1本あたり12円)

詳しくは、産業環境課生活環境係までお問い合わせ下さい。

◎ 問い合わせ先 産業環境課 生活環境係 内線 123・127

福祉・けんこう

檜原村青少年医療費助成に関するお知らせ ～令和2年4月受診分から助成が始まります～

令和2年度から、檜原村青少年の医療費の助成が始まります。

診療所や病院・薬局・治療院等の窓口で支払う金額(入院時の食事代などを除く保険適用分の一部負担金)を助成いたします。

本助成は、4月に受診した分から対象になりますので、領収書は忘れずに保管してください。

檜原村青少年医療費助成について

●助成対象者

次の条件のすべてを満たす方

- ① 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方
(令和2年度における青少年:平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれの方)
 - ② 檜原村内に住民登録をした日から引き続き1年以上住所のある方
 - ③ 医療保険証をお持ちの方
- ※①～③の条件のすべてを満たす場合であっても、申請日において対象者及び配偶者が村税等を滞納している場合は、助成対象となりません。

●申請受付場所及び時間

場 所: やすらぎの里1階 福祉けんこう課窓口

時 間: 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

●申請に必要なもの

- ① 檜原村青少年医療費助成支給申請書(窓口に用意してあります)
- ② 保険証 ③ 領収書(原本に限る) ④ 印鑑 ⑤ 振込口座番号がわかるもの(通帳等)

●助成対象外の費用について

- ・ 保険適用でない治療・薬剤・予防接種等にかかる費用
- ・ 入院時の食事療養及び生活療養標準負担額
- ・ 他の法令によって助成される部分
- ・ 高額療養費に該当する部分
- ・ 医師の証明書にかかる文書作成料
- ・ 申請する月より2年以上前に受診した費用

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121(内線 112)

4月・5月の栄養相談

【日時】 4月22日(水)・5月13日(水)
午前9時30分～午後3時

【会場】 やすらぎの里 保健センター
(けんこう館2階)

ご自身やご家族の栄養についての疑問や食事療法などについて、栄養士・保健師がご相談に応じます。

4月の 精神保健巡回相談

【日時】 4月13日(月)
午後2時～午後4時30分

ご自身やご家族等のこころの健康について、専門医と保健師がご自宅に訪問して相談に応じます。秘密は厳守いたします(費用無料)。

★ご利用される場合には、ご予約が必要となります。詳細につきましては、お問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係(やすらぎの里内) TEL 598-3121

栄養教室

ヘルシ～ひのほらいふ

栄養教室「ヘルシ～ひのほらいふ」を行います。

みなさんが健康で豊かな生活を実現していただけるよう、健康に関する正しい情報をお伝えする場、正しい食生活を身に付けていただく場として、年6回開催いたします。ぜひ、ご参加ください。

対象者 ご興味のある方どなたでもお申込みいただけます(定員12名です。4月30日(木)までにお申込みください)。

日時 5月20日(水) 午前10時～午後1時

場所 やすらぎの里 保健センター

◎ 申し込み・問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 598-3121

がんばんべえのご案内

加齢による筋力・体力の低下を予防する体操をみんなで楽しく行いましょう!

「がんばんべえ」は、介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業として、社会福祉協議会に委託して実施いたします。

長い距離を歩くと疲れてしまう・・・
つい日中も家の中でゴロゴロしてしまう・・・
最近おなか周りが・・・

そんな方は是非ご参加ください!

日時 5月7日(木)から毎週木曜日
午前9時30分～午前11時30分

場所 やすらぎの里

内容 筋力づくり体操・ストレッチ体操等

対象者 65歳以上の方

締め切り 4月30日(木)まで

◎ 申し込み・問い合わせ先 檜原村社会福祉協議会 在宅サービスセンター TEL 598-0085

令和2年度 檜原村重度障害者 タクシー乗車料金等助成制度について

在宅の重度障害者の社会参加を促進するため、タクシー乗車料金またはガソリン購入費を助成いたします。

- ・ **対象者** 村内に住民登録があり、令和2年4月1日現在、前年度の住民税非課税の方で、次の条件に該当する方（施設入所者は除く）
 - 1 身体障害者手帳1種3級以上の方
 - 2 愛の手帳2度以上の方
 - 3 精神障害者保健福祉手帳2級以上の方
- ・ **助成金の額** タクシー乗車料金またはガソリン購入費のいずれか一方を、年間15,000円を上限に助成します。
 ※ただし、助成を受けられる対象者及び保護者が、村の税金、使用料、手数料、保険料、分担金、学校給食費、認可保育所の保育料などを滞納されている場合は助成の対象となりません。また、滞納金の納付により滞納が解消した場合でも、滞納期間内の助成は受けられませんのでご注意ください。
- ・ **申請場所** やすらぎの里福祉けんこう課
 印鑑、助成金の振込みを希望する金融機関の口座番号がわかるもの（現金での支給は行いません。）、タクシー乗車料金領収書またはガソリン購入費領収書をお持ちください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係（やすらぎの里内） TEL 042-598-3121

福祉
けんこう

檜原村障害福祉計画策定に伴う 委員の募集について

障害福祉計画の策定に伴い、多くの意見を反映させるため、策定委員を募集します。

- 募集人員** 檜原村に住所を有する20歳以上の方 1名
- 募集期間** 令和2年4月1日～4月30日
- 委員の任期** 就任の日から新しい計画策定までの間
- 応募方法** 福祉けんこう課福祉係にお電話でお申し込みください。なお、応募が定員を超えた場合には、抽選とさせていただきます。

檜原村高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画策定に伴う 委員の募集について

檜原村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、多くの意見を反映させるため、策定委員を募集します。

- 募集人員** 檜原村に住所を有する65歳以上の檜原村介護保険の被保険者 1名
- 募集期間** 令和2年4月5日～4月30日
- 委員の任期** 就任の日から新しい計画策定までの間
- 応募方法** 福祉けんこう課福祉係に電話でお申し込み下さい。なお、応募が定員を超えた場合には、抽選とさせていただきます。

◎ 申し込み・問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

成人用（高齢者）肺炎球菌ワクチン 予防接種について

成人用（高齢者）肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施します。

◆**対象者** 檜原村に住民登録があり、過去に肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）の接種を受けたことがなく、下記の①から②のいずれかに該当する方

①令和2年度中に下記の年齢になる方

- ・ 65歳（昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれの方）
- ・ 70歳（昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれの方）
- ・ 75歳（昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれの方）
- ・ 80歳（昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれの方）
- ・ 85歳（昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれの方）
- ・ 90歳（昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生まれの方）
- ・ 95歳（大正14年4月2日～大正15年4月1日生まれの方）
- ・ 100歳（大正9年4月2日～大正10年4月1日生まれの方）

②接種日当日に60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

※対象となる方には別途通知します

◆**接種場所** 檜原診療所 ※事前に申込が必要となります。

◆**接種期間** 令和2年4月1日（水）から令和3年3月26日（金）
土日祝日を除く平日

◆**自己負担はありません**

◆**申込方法** 檜原診療所（Tel 598-0115）へ申し込みください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課 けんこう係（やすらぎの里内） Tel 598-3121

こちら檜原村地域包括支援センターです！！ 介護予防教室の講師派遣のご案内

高齢者の活動団体に介護予防の講師を派遣します。効果的な筋力トレーニングのやり方や、食生活の改善や生活習慣病の予防など自宅で行う介護予防に関する講義を行います。

※募集期限は設けておりませんが、枠がいっぱいになり次第終了させていただきますのでお申し込みはお早めに。

◎ 申し込み・問い合わせ先 檜原村地域包括支援センター Tel 598-3121

風しん抗体検査について

風しんは、十分な免疫を持たない女性が妊娠中にかかると、母体から胎児に感染し、胎児が先天性の心疾患、白内障、難聴等の病気（先天性風しん症候群）にかかる恐れがあります。その対策のために、下記の方を対象に風しんの免疫が保持されているかどうか確認する検査を行うことができます。

★風しん抗体検査ができる方 村内在住の19歳以上の方で、妊娠希望女性、妊婦の同居者、妊娠希望女性の同居者に該当し、風しん抗体検査を希望する方。

★検査期間 令和2年4月1日（水）～令和3年3月26日（金） 土・日・祝日を除く平日

★検査できる場所 檜原診療所

★検査にかかる費用 無料

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 Tel 598-3121

～令和元年度発行の風しん抗体検査・予防接種無料クーポン券の有効期限延長について～

<クーポン券の有効期限の延長について>

3月号広報で風しん抗体検査・予防接種無料クーポン券の有効期限延長についてお知らせしましたが、その後、制度の一部変更により下記のとおり有効期限を変更いたします。お間違いのないよう期限内に医療機関で検査をお受けいただきますようお願いいたします。

有効期限：2021年（令和3年）3月31日

※このクーポン券は令和元年6月に昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性に発送しております。

※検査については医療機関へ直接お申込みください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 Tel 042-598-3121

教育・文化

檜原村立図書館からのお知らせ

●リサイクル本無料配布のお知らせ

図書館では、保存期間の過ぎた雑誌等を無料配布いたします。

ご希望の方は、下記のとおり実施いたしますので、ご利用ください。

記

◎実施期間 令和2年5月1日（金）～5月31日（日）

◎実施時間 午前10時～午後5時

◎実施場所 檜原村立図書館

◎ 問い合わせ先 檜原村立図書館 Tel 598-1160

その他

農地についてのご相談をお待ちしております



その農地、農地法の手続きをしていますか！？

畑を貸し借りする場合は届出や許可が必要です。口約束、契約書があったとしても農地法の手続きをせずに耕作することは法律違反となります。

畑を所有しているけれど、現在は使っていない畑はありませんか！？

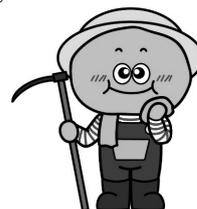
相続したけれど畑はしていない、仕事が忙しかったり体力的な問題で現在作付けできない、獣害被害があるからやめてしまった、、、等の理由で耕作をしていない畑はありませんか。

畑が荒れると、次に畑をするときに手入れが大変、不法投棄や野生獣の住処になってしまう、雑草が生い茂り近隣の畑に迷惑をかけてしまう等問題が起きてきます。

檜原村では、平成30年6月に住民の代表者、農業の専門家、村職員からなる「遊休農地等対策推進委員会」を設置し、遊休農地・不耕地の解消に対する方策、農地の利活用について協議を重ねてきました。そして令和2年3月には今後の檜原村の農業の目標となるような「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」を策定しました。これにより、今までは農地法を抛り所にした農地の貸し借りのみでしたが、今後は農業経営基盤強化促進法を抛り所とした農地の貸し借りもできるようになりました。

現在、法律によらずに農地の貸し借りをしている方、構想について詳しく知りたい方、農地を貸したい・農地を借りたい方からのご相談をお待ちしております。

また、農地に関する折り込みチラシを併せてご参照ください。



◎ 問い合わせ先 産業環境課農林産業係 内線 129・130

その他

第16回 檜原村チャリティーゴルフ大会 参加者募集



ゴルフを通じて参加者の親睦と交流を深めていただくと共に、気軽な社会福祉への貢献の場として開催します。主旨ご理解のうえ、大勢の方のご参加をお願いいたします。

- ◆実施日時 令和2年6月2日(火) 1組目 8時スタート
- ◆場 所 東京五日市カントリー倶楽部
- ◆参加資格 この大会の趣旨に賛同された方(原則として村内在住・在勤の方)
- ◆定 員 100名25組(申込順)
- ◆参加費 3,000円
- ◆プレー費 14,600円(乗用カート・昼食・税込み)
- ◆申込方法 令和2年4月24日(金)までに申込書にご記入のうえ、参加費(3,000円)を添えて実行委員会事務局へお申込み下さい。



※申込書は事務局ホームページからダウンロードできます。 <http://hinoharasyakyo.jimdo.com/>

◎ 申し込み・問い合わせ先 檜原村チャリティーゴルフ大会実行委員会事務局
檜原村社会福祉協議会(やすらぎの里 ふれあい館3階) 住所 檜原村2717番地 TEL 598-0085

あきる野商工会からのお知らせ

～事業者向け経営相談窓口～

税務、労務、融資、経営計画の立案など、経営に関する相談を受けたい方のための窓口を設置しています。お気軽にご相談ください。

日 時：毎週火曜日 午前10時～午後4時

場 所：檜原村役場1階奥 特設相談窓口

相 談 員：あきる野商工会職員他

相談内容：事業経営に関わることなら何でもご相談ください。

そ の 他：村内巡回等で不在の場合もございます。相談をご希望の方は事前予約をお勧めします。

～小規模事業者のための個別金融相談会～

日 時：令和3年3月までの原則毎月第2木曜日（12月は第1木曜日、2月は祝日の為第2水曜日）
午後1時～4時（要予約）

場 所：あきる野商工会 本所（あきる野ルピア3階）

対 象：檜原村内の小規模事業者と新規創業者など

持ち物：●個人事業の方…平成30年、令和元年分の所得税確定申告書と決算書

●法人の方…過去2期分の法人税確定申告書と決算書

決算後6か月を経過している場合は、直近の合計残高試算表が事業実績内容のわかる帳簿など

●借入金残高のある方…借入金の明細書

●設備資金で申込みの方…見積書

●創業融資で申込みの方…創業計画書（所定様式）

その他：子どもの教育費が必要な方は教育資金の相談もできます。

～マルケイ融資で資金調達が断然お得！！～

マルケイ融資は経営改善を図ろうとする事業者の為につくられた国（日本政策金融公庫）の融資制度です。あきる野商工会の推薦により「無担保」「保証人不要」「低金利」で融資を受けられます。

【制度の概要】

申込資格：1年以上の事業実績であきる野商工会の経営相談・指導を6ヶ月以上受けている方

融資対象：常用従業員が20人以下（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下）の小規模事業者

融 資 額：運転・設備資金で2,000万円以内

融資期間：運転資金7年以内、設備資金10年以内
（据置期間は、運転1年以内・設備2年以内を含む）

利 率：年1.21%（令和2年3月2日現在）

※利率は変動します。詳しくはお問合せください。

利子補給：檜原村内に住所（法人は登記上の所在地）のある方は、村から利子補給があります。

※実質負担金利0.1%

担保・保証人：一切不要

そ の 他：マルケイ融資以外で、政策金融公庫の借入金残高が300万円以下の融資は、マルケイ制度で借替えることができるようになりました。（一部できない融資あり）

◎ 問い合わせ先 あきる野商工会 TEL 042-559-4511

檜原村地域おこし協力隊 ひのはらだより

Vol.46



左上から、高橋春香、小川豪、松岡賢二
左下から、土井卓哉、大倉悠揮、土井智子

おがわ つよし
小川 豪 (千足在住)

この広報がみなさんのお手元に届くころ、私は地域おこし協力隊としての3年間の任期を終え、新たな生活を送っていることでしょうか。最後ですので任期後についてご報告します。仕事は、五日市の不動産屋でお世話になることになりました。それに加えて、これまでおがツで関わってきた小林家住宅の管理を一緒に手伝ってほしいとのことで、その管理事務局を担うことになりました。住まいは、移住してから3年間暮らしてきた上元郷地区から三都郷千足地区へと引っ越すことになりました。これから先もずっとこの檜原村に定住したいと思っています。見かけたら今までのように気軽に声をかけてくれると嬉しいです。今までありがとうございました。これからもどうぞよろしくお願いします！



これからもがんばるぞ！！

まつおが けんじ
松岡 賢二 (下川乗在住)

この原稿を書いているのは3月上旬。協力隊卒業まで1ヶ月となりました。3年前に檜原村に移住して来てから、沢山の村の方々にお世話になりました。お陰様で素晴らしい3年間を過ごす事ができました。ありがとうございます！さて、卒業後の私の仕事ですが、下川乗の元清水商店(ひのはうす)を拠点にシェアハウス(移住者の居住)、ゲストハウス(観光客の宿泊)を運営しながら商店を復活させたり、便利屋業を始めたりしつつ、近隣の遊休農地を活用したシェア農園でじゃが芋やこんにゃく芋、夏野菜、冬野菜を生産、出荷、販売し、観光農園、体験農園なども運営する予定です。まだまだ試行錯誤の段階ですが、今後も檜原村の皆様や、檜原村を訪れるの方々のために奮闘して参りますので、引き続き宜しくお願い致します！



今後も宜しくお願い致します！

おおくら ゆうき
大倉 悠揮 (宮ヶ谷戸在住)

庭に露のつぼみが咲き始め、春の始まりを告げてくれました。檜原に越して5ヶ月経った今日この頃、皆さんはどう過ごしていますか。私は、初めて檜原の冬を越したわけですが、灯油ストーブのありがたみを感じたシーズンでした。ストーブには色んな使い方があり、上に鍋を載せれば調理もでき、パンを載せれば焼くこともできます。最近では森の風^oで買ったパンを焼くのが私の流行です。仕事関係では、目が回るほどの量をこなしつつ、楽しくさせてもらっています。最近、怪我をしたこともあり、事務仕事を兼任してやることも増えましたが、無事完治し、今は復帰しています。また、怪我を心配して声を掛けてくださった方々に感謝しています。御とう神事や檜原郵便局のノベルティ、都心のイベントなど、多種多様な仕事をさせてもらいながら、村とお近づきになれた気がします。仕事上、あまり村に関わる機会がないのが寂しいので、今期からはもっと人と関わっていきたいと思います。



いま、檜原小学校では

《令和2年度スタート !!》

3月24日（火）に8名の卒業生が、6年間の思い出を胸に、中学校へ巣立ちました。
4月6日（月）は入学式、始業式です。今年もさらに教職員が一丸となり、児童一人一人がより大きく成長できる一年にしていきます。

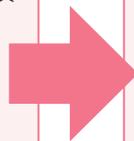
檜原小中学校での一貫教育も10年目の節目の年となりました。今年度も、檜原村を教材とした「ふるさと檜原学習」の充実を図っていきます。その他にも、オリンピック・パラリンピック（オリ・パラ）教育の推進や外国語学習の充実、タブレット等を用いたICT教育の拡充と精力的に取り組んでいきます。また、檜原学園運動会も5回目となります。5月30日（土）に開催いたしますので、ぜひご予定ください。

《檜原学園の目指す学校像》

- ・自ら学び行動する力を育む学校
- ・地域・家庭とともに育む学校
- ・継続的・多角的に育む学校

《檜原学園の目指す子供像》

- ・自ら学ぶ子供
- ・明るく素直で、感性豊かな子供
- ・元気な体をつくる子供



《檜原小学校 教育目標》

- ・進んで学ぶ子【自ら学びに向かう力】
- ・思いやりのある子【自己肯定感を基にした人間関係形成力】
- ・たくましく生きる子【七転び八起の力】

《檜原小の目指す学校像》

教職員と保護者、地域の方々が理解と信頼を深め、児童が学びを楽しみ、将来の夢に向かって生きる力を育む教育活動を推進する学校。
「学」校：自ら学び行動する力を育む学校
「楽」校：児童が学校生活を楽しみ輝くところ
「合」校：様々な人や学びと出会い、力を合わせて取り組むところ

《特色ある教育活動》

1, 基礎学力向上に向けた取組

- 授業のユニバーサルデザイン化を推進 ○村学力テスト、漢検、英検 Jr ○群読朝会 ○親子読書週間
- 落語教室 ○書写指導 ○俳句 ○振り返りの重視 ○eライブラリの活用

2, 縦割り班や異学年交流の充実 他地域の学校との交流

3, 外国語・外国語活動の充実

- ALT や中学校教員との連携 1, 2年も教科外で実施
- 東京グローバルゲートウェイ訪問による英語生活体験（4, 6年） ○英語での群読朝会

4, 音楽活動の充実 ○連合音楽会（2～6年の合唱）

5, 体力向上・食育・健康教育

- オリ・パラ教室 ○体育集会 ○元気アップウィーク ○元気アップカード ○ロングあそび ○歯科指導
- 栄養士による食育 ○ノーマディアウィーク

6, 小中保の連携

7, 高齢者福祉施設との交流

8, 地域の学習（ふるさと檜原学習）

- 林業体験 ○椎茸栽培 ○野鳥観察 ○バードカーピング ○檜原米栽培 ○大豆栽培 ○そめもの教室
- ひのじゃがや大根等栽培 ○ピオトープ ○つるかご作り ○ヤマメの飼育 ○お茶づくり

【令和2年度おもな学校行事年間予定】

＜1学期＞

- 4月 6日（月） 入学式
- 8日（水） 檜原村学力調査
- 10日（金） 交通安全教室（1年）
- 16日（木） 全国学力調査
- 18日（土） 学校公開・全校保護者会
- 5月 14日（木） 交通安全教室（1～6年）
- 30日（土） 学園運動会
- 6月 5日（金） ふれあい給食（2年）
- 11日（木） 警視庁音楽隊による鑑賞教室
- 15日（月） 水泳指導開始
- 27日（土） 檜原小まつり・土曜授業（学校公開）
- 7月 1日（水） セーフティ教室
- 2日（木） 東京都学力調査
- 8日（水） 5年臨海学園（～10日）

- 13日（月） 落語教室（4～6年）
- 16日（木） 演劇鑑賞教室
- 17日（金） 終業式

＜2学期＞

- 8月 25日（火） 始業式
- 26日（水） 学校連携観戦（5・6年）
- 27日（木） 学校連携観戦（1～4年）
- 31日（月） 防災引渡訓練
- 9月 9日（水） 6年移動教室（～11日）
- 11日（金） 水泳指導終了
- 18日（金） 道徳授業地区公開講座
- 24日（木） 6年森林体験
- 10月 1日（木） 4年福祉体験
- 24日（土） 学芸会
- 11月 4日（水） 連合音楽会
- 7日（土） 地域芸能鑑賞会

- 17日（火） ふれあい給食（1・2年）
- 20日（金） 6年TGG訪問
- 28日（土） 学園マラソン大会・土曜授業（学校公開）

＜3学期＞

- 12月 10日（木） 5年保小交流会
- 11日（金） 4年TGG訪問
- 25日（金） 終業式
- 1月 8日（金） 始業式
- 15日（金） 書写展（～22日）
- 30日（土） 連合図工展（～31日）
- 2月 16日（火） 1年長児との交流
- 3月 11日（木） 6年生を送る会
- 24日（水） 卒業式
- 25日（木） 修了式

村民ハイキング 参加者募集!!

いよいよ春の行楽シーズンがやってきます。ハイキングに出掛けて気持ちの良い汗をかいてみませんか？
 檜原村スポーツ推進委員会では、今年も「村民ハイキング」を下記のとおり実施いたしますので、お誘い合わせの上、皆様そろってご参加ください。

記

- ◆日 時 令和2年6月7日(日)
- ◆場 所 千葉県成田市 成田山公園周辺のハイキング『初夏の成田山を散策しよう!』
 成田山新勝寺及び成田山公園周辺の散策 約3時間(予定)
 ※今後、変更が生じる場合があります。
- ◆時 間 村立図書館前出発 7時00分(6時45分集合) 出発
 午後6時頃村立図書館前に帰る予定(車は、総合運動場へ駐車してください。)
- ◆持 ち 物 お弁当(現地のお店等でも昼食可)、飲み物、タオル等
- ◆対 象 者 村内在住在勤の方でハイキングに興味のある方(小学4年生以上)
- ◆募集人員 40名(先着順) ※定員になり次第、締め切らせていただきます。
- ◆参加費 2,000円(中学生以下は500円)(傷害保険代その他費用として)
 ※当日徴収いたします。
- ◆申込期間 令和2年4月28日(火)午後5時まで
- ◆申 込 先 檜原村教育委員会 社会教育係 TEL:598-1011
 ※電話のみの受付となります。申込みをされる方は、氏名、生年月日、住所、電話番号をお知らせください。



本誌に掲載されております各種事業等は、

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今後延期・中止となることがありますので、
 ご承知おきください。

なお、こまめなうがい・手洗い等を行うこと、人ごみや換気の悪い場所を避けるなど、
 感染防止へのご協力をお願いいたします。

休日診療医療機関名のお知らせ

日(曜日)	医療機関名	住 所	電 話	日(曜日)	医療機関名	住 所	電 話
4月5日(日)	草花クリニック	あきる野市 草花2724	042-558-7127	5月3日(日)	まつもと 耳鼻咽喉科	あきる野市秋留1-1-10 あきる野クリニックタウン1F	042-550-3341
12日(日)	樋口クリニック	あきる野市 秋川3丁目7-5	042-559-8122	4日(月・祝)	いなメディカル クリニック	あきる野市 伊奈477-1	042-596-0881
19日(日)	まつむらこども クリニック	あきる野市引田225 丸徳ビル101	042-559-3322	5日(火・祝)	佐藤内科循環器科 クリニック	あきる野市 秋川2丁目5-1	042-550-7831
26日(日)	あべクリニック	あきる野市 瀬戸岡474-4	042-558-7730	6日(水・休)	あきる野の内科 クリニック	あきる野市 二宮1011	042-558-5850
29日(水・祝)	あきる野総合 クリニック	あきる野市 草花1439-9	042-518-2088				

受付時間 午前9時～午前11時45分・午後1時～午後4時45分

* 午後の診療時間は、変更となる場合がありますので、事前のご確認をお願いします。また、受診の際は診療科目を事前に確認して下さい。

テレホンサービスによる診療案内

東京消防庁救急相談センター TEL 521-2323 携帯電話・PHSは#7119
 秋川消防署 TEL 595-0119
 東京都保健医療情報センター TEL 03-5272-0303

世帯と人口 (3月1日現在)

()内は前月比
 世帯数 1,152世帯(1増) 人口 2,127人(2減)
 男 1,046人(1減) 女 1,081人(1減)

～今月の表紙～ 「元気をくれる花」

檜原村の花である『やまぶき』。切り立つ崖地によく見られる野生のやまぶきは、落ち込んでいる時にも元気をくれるような鮮やかで明るい色ですね。世間を騒がすコロナウイルス感染症により、閉じこもりがちなの頃ですが、外に出たらあたりを見渡して、そんな景色と空気を感じられるといいですね。